

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

） 殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
（公印省略）

マイナンバーカードの申請・取得状況の把握について（照会）

本照会は、「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」（令和元年6月28日付け総行福第23号）において、別途照会することとしていたものです。

については、別添の「マイナンバーカード申請・取得状況把握表」に必要事項を記入の上、下記により報告願います。

記

○ マイナンバーカードの申請・取得状況の把握

「マイナンバーカード申請・取得状況把握表記載要領」を参照の上、6月末時点及び10月末時点の状況を報告願います。

（1）照会対象者

本照会の対象となる者は、次の団体・法人に所属する地方公務員共済組合の組合員（公立学校共済組合及び警察共済組合の組合員を除く。）とする。

① 地方公共団体等

都道府県、市区町村、一部事務組合、広域連合、財産区及び地方開発事業団

② 地方独立行政法人のうち次の法人

「特定地方独立行政法人」（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項）、「職員引継一般地方独立行政法人」（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第141条の2）、「定款変更一般地方独立行政法人」（地方公務員等共済組合法第141条の3）及び「職員引継等合併一般地方独立行政法人」（地方公務員等共済組合法第141条の4）（以下「地方独立行政法人等」という。）

（2）提出書類・提出期限

① 6月30日時点の状況（提出期限：令和元年8月21日（水））

【様式1】「マイナンバーカード取得状況把握表（6月末時点）」

② 10月31日時点の状況（提出期限：令和元年11月29日（金））

【様式2】「マイナンバーカード申請・取得状況把握表（10月末時点）」

（3）各団体照会結果の取りまとめ方法

各団体の照会結果は、次の区分に基づき、取りまとめるものとします。なお、都道府県市区町村担当課が取りまとめたデータについては、都道府県取りまとめ担当課が一つのファイルに

まとめて提出してください。

- ① 都道府県取りまとめ担当課の取りまとめ対象団体
 - ・都道府県（教育委員会部局、警察部局を除く全部局）
 - ・都道府県が加入する一部事務組合、広域連合
 - ・地方開発事業団
 - ・都道府県が設立した特定地方独立行政法人等
- ② 都道府県市区町村担当課の取りまとめ対象団体
 - ・市区町村（教育委員会部局を除く全部局）
 - ・市区町村が加入する一部事務組合、広域連合
 - ・財産区
 - ・市区町村が設立した特定地方独立行政法人等

(4) 提出先

電子メールにて、須賀 (m2.suka@soumu.go.jp) 及び原 (y.hara@soumu.go.jp) の2名宛まで送付してください。

(5) 留意事項

各都道府県からの回答は、総務省において取りまとめの上、全団体・法人一覧の形で各団体・法人に提供することを予定しています。

なお、マイナンバーカードの申請・取得状況等に応じて、今年度再度同様の照会を行う予定ですので御留意ください（現段階では、12月末時点及び3月末時点を予定）。

総務省自治行政局公務員部福利課

担当：原・須賀

TEL：03-5253-5557

FAX：03-5253-5561